

情報通信審議会 情報通信技術分科会 放送システム委員会
放送設備安全信頼性検討作業班 2（第 1 回） 議事概要

1. 日時

平成 22 年 12 月 24 日（金） 14 時 00 分から 17 時 00 分

2. 場所

経済産業省別館 1042 号会議室

3. 議題

- (1) 放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件の諮問及び作業班の設置について
- (2) 検討の概要について
- (3) 施設の現状及び放送事故の発生状況について
- (4) 事業者へのアンケート結果について
- (5) 作業班での検討にあたっての主な論点について
- (6) その他

4. 出席者（順不同、敬称略）

【主任】 野田（JLabs）、青山（シンクレイヤ）、赤穂谷（アイキャスト）、阿部（全国有線テレビ協議会）、鮎川（ジュピターテレコム）、内村（パナソニック）、大原（マスプロ電工）、岡田（KDDI）、金子（フジクラ）、北川（Bn-mux）、久保（NHK）、杉本（JCTEA）、田中（関電工）、林（JCTA）、細井（狭山ケーブルテレビ）、細川（首都圏ケーブルメディア）、増田（ミハル通信）

【事務局】 坂中、前田、川津原（地域放送推進室）、影井（放送政策課）

5. 配布資料

- | | |
|-------------|-------------------------------|
| 資料作 2 1-1 | 第 2 2 回放送システム委員会配付資料 |
| 資料作 2 1-2 | 放送法等の一部を改正する法律の概要 |
| 資料作 2 1-3 | 登録一般放送にかかる安全・信頼性対策の内容について |
| 資料作 2 1-4 | 有線テレビジョン放送（許可施設）及び有線役務利用放送の現状 |
| 資料作 2 1-5 | 有線テレビジョン放送及び有線役務利用放送の停波事故について |
| 資料作 2 1-6 | ケーブルテレビの施設状況に関するアンケート結果 |
| 資料作 2 1-7-1 | 主要論点（素案） |
| 資料作 2 1-7-2 | 主要論点（素案）に対する意見（様式） |
| 資料作 2 1-8 | 安全・信頼性に係る技術的条件の素案 |
| 資料作 2 1-9 | 設備の規模や形態等に応じた安全・信頼性に関するアンケート |
| 参考資料 1 | 電気通信事故発生状況 |
| 参考資料 2 | ケーブルテレビ事業者へのアンケート項目 |
| 参考資料 3 | 参照条文（参入における技術基準の審査） |
| 参考資料 4 | 放送設備（無線／有線）の整理のために |

6. 議事概要

総務省及び主任から挨拶、構成員の紹介、配布資料の確認が行われた後、議事についてそれぞれ審議が行われた。

<総務省挨拶>

- ・ 放送法等の一部を改正する法律の成立を踏まえ、「放送設備の安全・信頼性に関する技術的条件」について情報通信審議会に諮問され放送システム委員会に付託された。本作業班は、これについて具体的な内容を検討するもの。
- ・ 来年2月頃には報告書の素案をまとめるタイトなスケジュールであり、皆様の御協力を賜りたい。

<作業班主任挨拶>

- ・ 構成員からの意見をなるべく広く聞いてまとめていきたい。

<構成員の紹介>

・ 注意事項

原則、発言は構成員のみとする。構成員以外に発言させる必要がある場合は、前もって知らせ、主任に許可を得てから発言させるものとする。

・ 主任代理の指名

作業班設置規定の3（2）の規定に基づき、杉本 構成員（JCTEA）が主任代理として指名された。

(1) 放送に係る安全・信頼性に関する技術的条件の諮問及び作業班の設置について (事務局)

- ・ 資料作2 1-1について説明。
→ 親委員会の主査から、作業班1及び作業班2の間でなるべく用語等の調整を図って欲しい旨発言があった。議論にあたっては留意して欲しい。

以下、質疑応答。

(林 構成員) 各作業班間で安全・信頼性の技術的条件を合わせる必要があるが、そのタイミングはいつか。

(事務局) 各作業班で議論の対象とする設備構成が異なるため、用語等について合わないところは合わない。また、作業班1の進行状況も見ながら、各作業班間で調整が必要な事項については、今後議論をお願いしたい。

(林 構成員) 有線系と無線系で別の条文になるかと思うが、有線系と無線系での用語の統一も含めて3月末に完了させるスケジュールか。

(事務局) 条文がどうなるかは作業班とは別の話。どのような基準にするか、さらに有線系と無線系の用語等の横並びも含め、3月末までに作業班でまとめていただきたい。

(2) 検討の概要について

(事務局)

- ・ 資料作 2 1-2、資料作 2 1-3 について説明

以下、質疑応答。

(杉本 構成員) 新法における一般放送の登録と届出の基準はどのような基準か。

(事務局) 現行の有テレ法及び役務法では 500 端子が基準となっているところ、新法においてはこれを参考に、今後検討を行っていく。なお、安全・信頼性の基準をすべての規模の事業者を対象とするかについても、この作業班で議論していただきたい。

(主 任) 501 端子以上の規模という枠にとらわれず議論を行っていくことでよいか。

(事務局) 規模が違うものに対して、同じ基準を設けることは難しい。規模の件も含めて、ここで議論して欲しい。

(内村 構成員) 事故の影響度合いに関する資料はあるか。

(事務局) 資料作 2 1-1 に無線系放送の事故概要についての資料がある。有線系については、これから説明させていただく。

(3) 施設の現状及び放送事故の発生状況について

(事務局)

- ・ 資料作 2 1-4、資料作 2 1-5 について説明

以下、コメント。

(主 任) 事故の件数がかかなり多いという印象。できれば何らかの対策をしたい。

(4) 事業者へのアンケート結果について

(林 構成員) 資料作 2 1-6 については、一部精査されていないデータを含む。この数字が一人歩きされては困るため、本資料については非公開にして欲しい。

(主 任) 了。ただし、精査したデータを再度提出し、その際は公開扱いにしたい。

(林 構成員) 了。なお、アンケートを行ったということについては、現時点で公開の扱いで構わない。

(林 構成員)

- ・ 資料作 2 1-6 について説明。

以下、コメント。

(主 任) 予想以上に、設備の安全・信頼性対策がとられているという印象。特に二重化については、もっと対策がされていないかと思った。

(事務局) 今回のアンケート結果から、その規模が 1 万端子以上であり、ほとんどが自主放送、通信サービスを提供している事業者であると分かる。一方、通信サ

ービス、自主放送を行っていない事業者も多く存在する。連盟加盟の事業者のうち、比較的大規模な事業者が回答していると理解した方がよい。

(林 構成員) そのとおり。

(主 任) 小さい事業者がここまで対策をしているかはわからない。通信サービスを行っていれば、比較的対策を施しているところが多くはなるだろうが。

(5) 作業班での検討にあたっての主な論点について

(事務局)

- ・ 資料作 2 1-7-1 について説明。
 - 有線系の放送は、同時に設備を利用して通信サービスを提供しているケースも多い。このため、電気通信事業法に係る規定にも十分留意する必要がある。
 - 有線系と無線系の調整については、今回論点には入っていない。また、内容もあくまで現時点版の案であり、対象も含めて今後議論していただきたい。

(事務局)

- ・ 資料作 2 1-8 論点 1 から論点 5 (対象とする電気通信設備) について説明。

以下、意見等。

(阿部 構成員)

- ・ とよおか放送ネットワークの施設の現状について
 - 村営。端子数 2 千程度。自主放送あり。通信サービス及び音声告知も行っている施設。
- ・ 設備の安全・信頼性対策は設備の規模を考慮してほしい。予算規模から対策を講じることは非常に厳しい。

(主 任) 音声による緊急告知も行っているのだから、緊急時の対策という観点から何らかの対策を行う必要があるという考え方もある。

(細川 構成員)

- ・ 首都圏ケーブルメディアの施設の現状について
 - 1 都 5 県、およそ総端子数 4 万 5 千端子。HE は 18 箇所が存在するため、1HE あたりの端子数は平均 2,500 程度 (最大 7,000 ~ 最小 300)。自主放送なし、再送信のみ。
 - 施設には大きく分けて以下の 2 つのパターンが存在。
 - ・ チャンネルリースで通信サービスも提供する施設 (事業法の基準は満足)
 - ・ 小規模再送信施設 (端子数は 2,000 以下、加入者は 1,000 以下)、冗長なし。
- ・ 安全・信頼性対策の必要性は感じるが、大規模事業者と同程度の対策は厳しい。多面的に運用の見直しとなると非常に厳しい。当方の設備に対して、無理のない程度に検討して欲しい。

- ・ 現行規定の 500 端子の考え方との整合性をとって欲しい。

(主 任) どの程度なら無理がないか、きちんと議論する必要がある。

(事務局) 自主放送あり/なしとその設備規模の関係については、資料作 2 1-4 の資料を見て欲しい。これも参考にして議論して欲しい。

(久保 構成員)

- ・ NHK 共聴施設は、先の施設よりも、さらに小規模な施設。
- ・ 当該基準が、何世帯あるいは何端子以上を対象とするのか。
- ・ 共聴施設は、当該基準の対象から外すよう検討していただきたい。
 - ・ 山間部等の共聴では、お年寄りが多く、管理が現実的に無理な状況。
 - ・ 例えば電源対策といっても、2重化をしても雷が落ちるとその地域一帯がTVも含めて停電してしまうため、対策しても意味がない。
- ・ 対象とする施設の概念も留意して欲しい。
 - 例えば、“1つの HE を中心とした”施設が対象となると、地上デジタル放送の関係で、多くの施設を接続していることがある。施設が1つでも、運営者は場所によっては複数人いることもあるが、運営者同士が良好な関係とは言えない場合も多く、管理に問題が生じる可能性もある。
 - そのため、単純に HE に接続しているから 1施設とみるような内容はやめて欲しい。
 - 500 未満の施設であっても、そこで行うサービスで対象とされることも考えられる。例えば、地デジの再送信は対象外、BS 再送信をやると対象となることも考えられるので、対象については明確にして欲しい。

(杉本 構成員) 今回の基準は、ある一定以上を対象として、その中で段階を設けるべきではないか。例えば、その施設の影響度合いを数値化し、ある数値に達したら対象とするようなつくりにはどうか。

安全・信頼性は、基本的には災害に対して備えておくもの。有事の際に緊急放送が加入者に届けられないことが問題。その意味では、再送信も重要。再送信のみだから、対策をしなくてよいというのは、少しおかしいのではないか。

(主 任) 影響度合いについては、電気通信事業法の事故報告基準として、2時間・3万人以上という基準がある。この部分の整合性をとることも含め議論する必要がある。

(事務局) 端子数が1万を超える施設にも、再送信しか行わない施設もある。それを対象からはずすのはいかがなものかという意見と理解した。こういったことも踏まえて検討して欲しい。

(事務局)

- ・ 資料作 2 1-8 論点 6 から論点 10 (安全・信頼性の技術的条件) について説明。

質疑等、特になし。

(事務局)

- ・ 資料作 2 1-8 論点 11 から論点 17 (建物に関する条件) について説明。
→ 主に建物に関する条件。放送設備を設置する建物についても同様の条件を適用可能か否かという点で確認して欲しい。

以下、意見等。

(細川 構成員)

- ・ 建物に関する対策は、小規模施設にはほとんど対策されていない。規模に応じた、基準を設ける必要がある。
- ・ 対策を施す代わりに、事前の点検により出火リスクを除外する等をしっかりやることで対策を施していると認めるような、柔軟な基準にする必要がある。
→ 例えば、火災が起き、消火器が設置されていても、人がいないと意味がないが、小規模な施設を対象としてそこまでの基準を設けられると厳しい。

(事務局)

- ・ 資料作 2 1-8 論点 18 から論点 19 (適用除外及び経過措置) について説明。

以下、意見等。

(主 任) 経過措置は必要であろう。

(事務局) どのような内容にするか、その対象をどうするか、議論して欲しい。

(主 任) 構成員からも、自由に意見を出して欲しい。

(林 構成員) 事業用電気通信設備規則第 16 条 3 項に、告示で定める小規模な設備は適用除外とあるが、この告示の内容はどのような内容か。

(事務局) 確認の後、メール等で回答させていただく。

(事務局)

- ・ 資料作 2 1-8 論点 20 (事故報告) について説明。

以下、意見。

(鮎川 構成員) 重大事故報告の対象は、世帯と設備規模を勘案し、大規模事業者のみが報告として上がるような基準にはしないで欲しい。

(事務局) 意見については、本日、説明した枠にとらわれず、広く提出して欲しい。

重要な論点が抜け落ちてしまうことがないようにしてほしい。

以下、資料作 2 1-8 全体を通しての質疑応答等。

(北川 構成員) 今回、電気通信事業法の安全・信頼性についても何らかの見直しを行うのか。

(事務局) 今回の諮問は、あくまで放送法に基づく安全・信頼性。放送、通信、それぞれに求められる条件は異なるので、それぞれで内容も異なってくる可能性がある。結果、放送法で求める安全・信頼性に係る技術的条件と電気通信事業法で求める安全・信頼性に係る技術的条件とで異なるものができる可能性がある。

(主任) 今回は、あくまで放送に関する設備の安全・信頼性を整理するもの。その際、電気通信事業法については、参考にするものである。

(事務局) 無線系放送と有線系放送で、その内容が一致するとは限らない。もし意見があれば、様式に自由記入欄を設けるので、是非記入して欲しい。

(久保 構成員) 放送法が改正されたことを受け、これまで公職選挙法上、有線テレビジョン放送施設は受信設備と解されていたと思うが、これが、放送設備と解されることになるのか。

(事務局) 公職選挙法上の設備の解釈は変わらない。

(内村 構成員) 重大な事故の定義について無線系の基準はどのようになるのか。

(事務局) 事務局として聞く限りでは、作業班1ではその基準が議論されない可能性が高い。

(内村 構成員) 施設として再送信のみしか行っていない場合、おおもとの無線系放送が止まると、その施設もダメになってしまう。無線系で基準を策定すると、こちらにもそれに引っ張られてしまうのではないかが心配。

(事務局) 事務局側で連携をとって進めていく。重大な事故については、そもそも技術的条件の対象外ではあるが、本作業班の意見を踏まえて省令案等に反映していきたい。

(事務局)

- ・ 資料作 2 1-9 について説明。

- 〆切は、平成 23 年 1 月 7 日 (金) 17 時まで。

- フォーマットは、別途メールで送付する。

以下、質疑応答等。

(杉本 構成員) 資料作 2 1-9 について、自主あり/なしの規模の区切りの数字をそろえた方がいいのでは。特に事故基準の 3 万人と併せて、3 万人の区切りも作った方がいい。

(事務局) 引込み端子数と利用者数の関係が 1 対 1 でないこと、また、今回、連盟が行ったアンケート集計にもその区切りがなかったこと、さらに、欄が細か過ぎるということもあり、3 万という区切りを設けていない。

(主任) データベースがどうなっているかにもよるが、どうしても必要であるなら設けてもらうことにして、今回はこのままお願いすることとしたい。

(大原 構成員) 資料作 2 1-9 について、設備の種別 (HFC、FTTH) を区別しなくて

よいか。

(事務局) 適宜、書き分けて欲しい。

(青山 構成員) 資料作 2 1-6 について、同軸による構成で 5 万端子を越える設備があるということか。

(林 構成員) 結果的にはそうなるということだが、事実とは異なる可能性もあるので回答先に確認させていただく。

(久保 構成員) 資料作 2 1-9 ついて、空欄も選択肢としてよいか。

(事務局) その場合は、備考に何か理由を書いて欲しい。

(主 任)

- ・ 参考資料 4 について説明。

- 当該資料も参考にしながら、無線と有線の規模について、横並びをとって欲しい。

(6) その他

次回の作業班の日程は、平成 23 年 1 月 14 日 (金) 14 時から 17 時 (予定)。

- 詳細は固まり次第、事務局から連絡。

- 欠席の場合は、代理出席も認める。

以 上